

公益財団法人日本オリンピック委員会通報相談窓口利用案内

1. 目的

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、国民の権利であることがスポーツ基本法にも明記されている。公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）では、スポーツを行う者の権利利益を保護し、公正な環境の下でスポーツに親しむ機会を確保するために、JOC通報相談窓口を設置し、スポーツの場における暴力行為を含むパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、その他の組織的または個人的な不当な行為等の早期発見と是正、再発の防止に努め、もってスポーツの真の健全な発展を図ることを目的とする。

2. 通報相談窓口を利用出来る者

通報相談窓口の利用者は、本会が認定するオリンピック強化指定選手、本会が委嘱する強化スタッフ、本会並びに本会加盟団体の役職員及び、これらのいずれかに該当した者で、その地位・身分でなくなつてから2年を経過しない者とする。

3. 通報相談窓口

通報相談窓口を以下のとおり設置し、スポーツの場における不当な行為等に関する相談に応じる。

伊東・早稲本法律事務所 伊 東 卓（いとう たかし）弁護士

<連絡先> 〒102-0082 東京都千代田区一番町9-8ノザワビル4階
電 話：03-6261-2704 FAX：03-6261-2714
電話対応時間：平日10時30分～18時 ※時間外は留守番電話での対応。
電子メール：ito.joc-madoguchi@i-wlaw.com

※伊東弁護士不在の際は、上記事務所の他の弁護士が対応する場合あり。

4. 通報相談窓口では対応出来ない事項

- (1) 係争中のもの
- (2) 市区町村、都道府県、各種リーグ等内での活動に起因するもので、本会加盟団体が第三者的な立場となるもの
- (3) 被通報者が本会加盟団体の強化スタッフ、オリンピック強化指定選手等に関わらず学校等教育機関内でのもの
- (4) 申出時から2年を経過しているもの

5. 通報対象事項の事実調査

- (1) 通報相談窓口は、事実調査にあたり、利用者の秘密を守り、特定されないよう十分に配慮の上、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で調査を行う。
- (2) 前項による調査中は、調査の進捗状況について適宜、通報相談窓口利用者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮し、通報相談窓口利用者へ通知する。
- (3) 調査結果は、可及的速やかに取りまとめ、遅滞なく通知する。

6. その他

上記の他、通報相談窓口の利用にあたっては、「公益財団法人日本オリンピック委員会通報相談処理規程」に基づく。